

第3回企画部会 議事録

1 日 時 令和元年8月30日（金） 9:30～11:55

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、内山企画官

4 議 事

- （1）平成30年度統計法施行状況報告の審議（各府省ヒアリング）について
- （2）平成30年度統計法施行状況報告の審議（国民経済計算体系的整備部会における審議状況）について
- （3）「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案について
- （4）シェアリングエコノミー（研究報告）について

○西村部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第3回企画部会を開催いたします。

本日は関根委員が御欠席です。議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に説明と確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容の説明と併せて確認させていただきます。

本日は、平成30年度統計法施行状況に関して関係府省からヒアリングを行い、審議しま

す。具体的な審議事項につきましては、前回、7月18日の第2回企画部会において決定しました5つの審議事項のうち、国民経済計算体系的整備部会で議論することとした2つの審議事項を除いた、1、事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応、2、統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインの概要・適用状況、3、賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況についての、3つの審議事項について企画部会で議論することとします。

資料は審議事項ごとに、資料1-1から資料1-3としてお配りしております。また、国民経済計算体系的整備部会において議論することとされている、1、法人企業統計調査の欠測値補完等について、2、消費者物価指数の次期基準改定における冠婚葬祭サービスなどの把握の可否等については、8月23日の国民経済計算体系的整備部会において議論されましたので、その結果について同部会の宮川部会長から報告いただくこととします。この報告に関する資料について、資料2としてお配りしています。

さらに、審議結果報告書の構成案について御議論いただくため、資料3として、平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書構成案等をお配りしております。

最後になりますが、内閣府からシェアリング・エコノミーの把握に関する研究について報告いただくため、資料4としてお配りしています。議事の説明と資料の確認は以上です。

○西村部会長 本日は盛りだくさんですが、事務局の説明のと通りの議事にしたいと思います。

それでは、最初の議事に入ります。平成30年度統計法施行状況報告の審議（各府省シェアリング）についてです。最初の審議事項は、事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応についてです。総務省から説明をお願いいたします。

○植松統計局事業所情報管理課長 総務省統計局の植松でございます。本日はよろしくお願いたします。資料1-1をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、事業所母集団データベースの施行状況報告でございます。4点関連する基本計画の事項がございます。こちらの進捗状況を、今回説明させていただきます。

まず、順番は逆になるのですが、一番下を御覧いただければと思います。事業所母集団データベースにつきましては、従来から法人企業統計の母集団名簿と企業数の乖離等々、課題とされていたと認識しております。この乖離に関しまして、今回新たにデータを拡充する等の対応状況が進んでおりますので、説明をさせていただければと思います。

一番上ですが、そのような問題意識の下に事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲を拡充、あるいは法人番号の公表サイト、要は法人番号のデータでございますけれども、このような情報、あるいは企業の決算値等を開示しておりますので、公表情報、その他のデータを取り込んでいきたいと思いますというのが、基本計画の記載事項になってございます。

それから、そのデータを集約した形になりますけれども、事業所母集団データベースをいたしました統計を、レジスター統計と申し上げておりますが、その作成内容の検討を進めていきたいと思いますというのが、1点目の箱でございます。

今の話とも関連しますが、2つ目につきましては、専従の役員、労働者等が存在しない

法人等を、事業所母集団データベースに登録、あるいは提供を検討するということが掲げられております。

3つ目につきましては、農林水産省の農林業センサスのデータ、あるいは国土交通省の建設業許可事業者名簿といったものを、事業所母集団データベースに登録することを検討するとされております。以上、4点を、今回説明させていただければと思います。

1枚おめくりください。まず一番上の箱でございますが、事業所母集団データベースに統計調査の範囲を拡充、あるいはレジスター統計の作成内容の検討の状況でございます。ポンチ絵がございます。こちらはよく使っている図ですが、事業所母集団データベースにつきましては、従来から各種統計調査、あるいはここにあります行政記録情報である労働保険情報、あるいは法人登記の情報を実際に私どもの方でデータの照会をして、確認がとれたものを、事業所母集団データベースという形で使っています。

当然、経済センサスのデータがメインになってくるわけですが、このようなものを集約し、事業所母集団データベースとして、右側にありますが、各種統計調査の名簿として利用、あるいはそのデータそのものの統計作成。年次フレームという形で提供しているというのが現状でございます。

データの拡充の面でいいますと2つございます。経済構造実態調査につきましては、本年から実施され、まだ調査実施中でございますけれども、データが集まり次第、それを格納いたしまして、2020年から事業所母集団データベースとして提供していこうと、それが1つ目の内容でございます。

2つ目でございます。先ほども触れましたけれども、法人番号のデータでございます。法人番号の公表サイトの方から法人情報のデータを名簿として載せた上で、今年の6月から経済センサス - 基礎調査を実施しております。後ほども触れますけれども、名簿としては今までよりもかなり大量の法人を掲載いたしまして、経済センサス - 基礎調査で実際に活動しているかを確認していこうという内容でございます。

経済センサス - 基礎調査につきましては、今年の6月から5期間に分けて、来年3月まで調査を実施しております。来年、調査を終わってから公表ということになりますけれども、確報を来年12月に予定しているのですが、確報の公表時点に合わせて、今申し上げたような法人番号で実際に法人等々、確認した結果も含めて、事業所母集団データベースに格納いたしまして、それを提供していこうとしてございます。

実際、元データという意味でいいますと、法人番号データになりますので、そのことが分かるフラグは付けていこうと考えてございます。実際にこのデータで名簿整備をやっていく上で、これを活用して、2021年に経済センサス - 活動調査を実施する予定でございます。経済センサス - 活動調査にデータベースを活用するとともに、また経済センサス - 活動調査で把握できた結果を格納していこうと考えてございます。

それから、3つ目でございます。これは、このポンチ絵でいいますと右側の方ですが、このような母集団情報を集計いたしまして、レジスター統計として提供していこうと。特に地域別の集計等、いろいろなデータがございます中で、こういったことが可能かを有識者と御相談しながら、集計方法について、今検討しております。集計した結果につ

いてレジスター統計として提供していこうと考えてございます。

それから、もう一枚おめくりいただきたいと思います。これにつきましては、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報の利用とか、行政記録情報や民間データの活用の検討でございます。実際、企業の経理情報が開示されているというのは、大企業が中心になってまいりますけれども、大企業に関しましては、統計センターの方でプロファイリング活動を開始させていただいております。

プロファイリング活動につきましては、企業ごとに担当者を設けまして、その担当から実際にその企業の開示情報を定期的に確認して、データ整備しているとか、あるいは民間の商用のデータベースも用いて、企業の合併情報とか、ここに図がありますけれども、随時確認していこうと、そのようなことをプロファイリング活動の中で実施しております。

実際プロファイリング活動の2つ目でございますけれども、やはり大企業中心になってまいります。要は影響が大きいような企業をプロファイリングの対象に選びまして、実際に今実施しています。

3つ目につきましては、現在、経済構造実態調査を実施しておりますけれども、こちらの大企業、3,000 企業をまずは対象にプロファイリング活動をやっております。経済構造実態調査もこの3,000 企業ではありますけれども、プロファイリング活動で調査を実施しております。要は、調査の実施と、ある種の組織再編とか、名簿整備情報を併せてプロファイリング活動でやっているのですが、このようなものを今年から始めていると。

来年から経済センサス - 活動調査の準備が始まりますので、今サービス業3,000 ですけども、製造業等々に対象を広げて5,000 企業に、来年度からプロファイリング活動を更に増やしていこうと思っております。このような大企業を的確に捉えていく試みを始めておりまして、売上高ウエイトでいうと50%相当がカバーできるのではないかと考えております。以上が、民間データの活用、あるいは開示情報の活用のプロファイリング情報に関する状況の説明です。

次のページを御覧いただければと思います。まずは1つ目が専従の役員・労働者等が存在しない法人等の母集団情報を拡充していこうという話、2つ目が農林業センサス、建設業許可事業者名簿のデータの拡充でございます。

まず1つ目の専従の役員・労働者等が存在しない法人につきましては、これまで、先ほど法人番号のデータと言っていましたけれども、160 万法人、下の方に図があるのでもう一回触れますけれども、160 万法人を今回基礎調査で実施しております。その結果を踏まえて、今まで調査員調査ではなかなか的確に把握が難しかった部分もあるかと思うのですが、経済センサス - 基礎調査の結果をしっかりと分析した上で、データベースに格納し、先ほどのスケジュールと同じですけれども、提供していこうと思っております。

それから、2つ目でございます。農林業センサスのデータでございますけれども、2020 年に実施予定と伺っておりますので、その結果をデータベースに格納していこうと相談させていただいております。

それから、建設業許可事業者名簿に掲載された情報につきましては、今年度からデータはいただき始めておりますので、データを集約して、また提供できるのではないかと考え

てございます。

最後に分析的な話でございますけれども、法人企業統計の名簿との乖離の関係でございます。これにつきましては、基本計画におきまして 2021 年度末までに結論を得るとされております。実際こちらの図を見ていただければと思うのですが、今までどういった問題意識があったかという、この法人企業統計の母集団名簿というのが 280 万法人でございます。それから、事業所母集団情報の、今回、経済センサス - 基礎調査のベースというのは 350 万法人で、法人企業統計調査を包含する形でやっております。

従来、経済センサスで調査を実施していたのが 185 万法人なので、この 185 万と 280 万という乖離があります。それ以外のデータとして、今回、平成 28 年以降、先ほど登記情報を追加しているという話をさせていただきましたけれども、それが約 5 万あります。それから、法人番号を、私どもの方で整理させていただいて、重複をチェックした上で、160 万ぐらい、データが該当すると。これ自体は、実際に活動しているかどうかというのは分かりませんので、これを追加した 350 万法人で、今回、経済センサス - 基礎調査を実施し、本当に活動しているか。活動していないのも少なからずあるのではないかと、そのような活動状況をしっかり確認して、経済センサス - 基礎調査の結果として、母集団データベースに格納していこうと思っております。

経済センサス - 基礎調査の実施、引き続き活動調査の実施がありますけれども、まずは基礎調査の実施を踏まえて、2020 年にデータを公表しますので、乖離情報も含めて分析をしっかりとやっていこうと。その分析を踏まえて、最終的な乖離というところをどう対応していくかというのを、整理していこうと思っております。これにつきましては、2020 年度中には分析結果を提供できるのではないかとと思っております。

説明は以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。本件につきましては、本日、所用により欠席されている関根委員から意見が提出されていますので、事務局から御紹介をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、メインテーブルにお座りの方は、席上配布資料として配布されている関根委員の意見書、統計委員会における平成 30 年度統計法施行状況報告の審議に関する私見という資料を見ていただければと思います。そちらの裏面を御覧ください。

まず、冒頭部分と本件に関する部分を御紹介します。

本日は、所用のため出席できないことから、私の考えを書面にて述べさせていただきます。「平成 30 年度統計法施行状況報告の審議」案件のうち、私が特に注目しておりますのは、「事業所母集団データベースの整備・充実等」、及び「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインの適用状況」です。両者とも、GDP 等、重要統計の作成に大きな影響を与えることから、その進捗状況を捉えることは大変重要です。

「事業所母集団データベースの整備・充実等」につきましては、事業所母集団データベースの整備・充実に向けて、実施部局が種々の対応を引き続き実施されていることを確認できました。私からは、こうして整備されつつある事業所母集団データベースの情報が実

際の各種統計調査に早期に活用できるよう、関係部署間における密な連携をお願いしたいと思っております。

これ以降の部分は、次の審議の際に改めて御紹介します。意見の紹介は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の総務省の説明や関根委員の意見について、御意見等あれば、お願いいたします。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 プロファイリングについて少しお聞きしたいのですが、経済統計の影響が高い企業を当面のプロファイリング対象として選ぶということで、有価証券報告書を提出している企業とか、売上高が1,000億円以上の企業、相互会社とか記載してあるのですけれども、これを見ると、売上高50%相当の企業がカバーしているということですが、だんだんと対象を広げていくというふうに考えているのでしょうか。それとも、有価証券報告書を出しているような5,000社ぐらいの主要なところを常に追いつけるということでしょうか。

業種によった多分、産業構造が違うので、売上高とかいっても、業種によってシェアをかなりとれるところもあると思うのですけれども、逆に少なくなる場所もあると思うので、その辺の考え方を教えてください。

○植松統計局事業所情報管理課長 この試み自体が始めたばかりということもあるので、まずは今実施しているところの確認等。企業と実際に御相談しながら実施しているので、現状の試みをまずは足元を固めてから、今委員がおっしゃったような、例えば対象の拡大とか、業種に応じて、今後見直しは当然やっていくべきものだと思っております。

ただ、例えば何年から拡大するという話でいいますと、この5,000企業に関しては、業種の拡大を考えているのですが、今実施状況を分析しながらということを考えております。現時点では決定しているわけではないということをお願いいたします。

○西村部会長 少し確認ですが、プロファイリングの対象は①、②、③とありますが、①、②、③の共通集合なのか、それとも和集合なのか、つまり両方、3つに1つでも入れればいいという、そういうことですか。

○植松統計局事業所情報管理課長 よろしいでしょうか。こちら、①or②or③で、要はこの対象が例えばサービス業だったら3,000、製造業へ広げますと5,000ということになります。

○西村部会長 分かりました。とすると、うまくいけば将来的には広げるというのはごくごく自然な発想だと思いますけれども、一応そういう理解でよろしいですか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。この取組は大変画期的な取組なので、是非頑張って定着させて、また、更には将来拡大させていただきたいと思いますが、その上で、実際にやってみての課題などがあればと思ってお聞きします。具体的には、今、2ページ目のスライドというか、データベースの絵がありますけれども、ここを見ながら考えたのですが、この中で行政記録情報が左の方にあって、そこから照会をしてデータをもらいますね。

それから、プロファイリングということで、ここで直接いろいろ情報を大規模なところ

から聞くのだと思うのですが、企業ベースの情報なので、これを事業所ベースに落とすのは、どのぐらい丁寧に情報が集まるのか。また、特に新設の企業ですと、登記簿から情報が集まっても回答しない例もあるかもしれないと思うのですが、そのような回答率の状況。それから、事業所へのブレイクダウンの情報がどれぐらい、十分あるのかというのを今の感触で分かれば、教えていただきたいと思います。

○植松統計局事業所情報管理課長 法人登記というと企業情報ですけれども、例えば労働保険というのは事業所ということがございます。今、年間 25 万事業所に確認をお送りして、大体 15 万ぐらい回答を頂いており、6 割程度です。あくまでも事業所母集団データベースの確認事務ですので、統計調査ではないのですが、6 割程度御協力いただいているという状況でございます。

○西村部会長 どうぞ。

○川崎委員 いろいろ努力しても、なかなか相手が協力しない場合には限度があると思うのですが。6 割なら悪くはないと思います。今後のことについて 1 つ提案というか、お願いがあります。それは、この事業所母集団データベースとかプロファイリングについては、もっと情報発信をした方がいいのではないかと思います。

たしか私が見た限りですと、ホームページには事業所母集団データベースのページはありますが、例えばこういう絵が描いてあって、こういうフォローアップをして、実はこれが最後は右の方の統計に使われると。今後、特に年次フレームがいろいろな統計で使われるということを考えますと、この情報がいかに経済統計の中で大事な位置を占めているかというのを発信することは大事なことで、そういうことを知らせることによって、例えば左の方の照会をした場合にも、その大事さがあるなら、答えなければいけないという意識が生まれるのではないかと思います。

そういう意味で、是非このホームページなどを通じた情報発信を積極的にやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○植松統計局事業所情報管理課長 情報の提供に関しましては、重要な試みと私どもも考えておりますので、しっかり検討させていただければと思います。以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

河井委員、どうぞ。

○河井委員 ありがとうございます。企業のデータを分析したことがある人間にとっては、この試みは非常に心待ちにしていた試みなので、是非どんどん進めていただきたいと思います。幾つか質問があります。

1 つ目は、2 ページ目、先ほどから何回も引用されているこの図、非常に分かりやすいのですが、行政記録情報として挙げられたのが 2 つあるのですが、これで十分なのか、もっとこれから増やしていくのかどうか、その辺を教えていただきたいというのが 1 つ。

2 つ目は、産業のカバレッジです。先ほどの①、②、③という形でプロファイリングのカバレッジを広げるといった話が出ていましたが、産業のカバレッジとして、農業法人と建設業の拡充ということを考えているということですが、それ以外の業種というのは漏れというのがないのか。例えば医療法人、医療に関する事業所とか、厚生労働省が管轄し

ているようなところについても、広げていくのかということをお教えいただきたいというのが2つ目。3つ目が、4ページ目、法人番号サイトというので160万法人が赤字になっているということで、これは活動しているかどうか分からない法人ですね。名前はあるけれども、本当に活動しているかどうか分からないところ、たくさんあると思うのですが、これをどうやって確認するのか。

今までは実際に調査員が行って、活動しているかどうかを見て確認するということがあったのですが、法人については、例えば確認して十分なのかどうか、どうやって確認するのかが分からないので、お教えいただければと思います。

○西村部会長 どうぞ。

○植松統計局事業所情報管理課長 まず行政記録情報として十分なのか、ほかにあるのかの御質問と思います。これにつきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、今回、経済センサス - 基礎調査を実施するに当たりまして、委員からも言われましたけれども、法人番号データ、これは法人はすべからず法人番号を付番するという仕組みですので、法人につきましては一番根幹というか、一番幅広い情報だろうと思っております。

まずはこのデータ、法人の方の拡充を考えておりますので、行政記録情報の拡充という意味では、まずは法人番号公表サイトから得られる情報を優先していくことを思っております。

それから、業種ごとの、委員から医療の事例がございましたけれども、こちらも法人であれば法人番号が付番されているので、まずは法人番号データからやらせていただいて、実際に活動しているかどうかは、やはり所管業の情報、非常に心強いところと思うので、法人番号のデータで実際に活動を分析して、やはり統計調査、調査員調査をやる上でなかなか難しい部分があったら、そのようなデータも検討していこうと考えてございます。

それから、160万法人の実際の確認状況という御質問と考えておりますけれども、こちらにつきましては、経済センサス - 基礎調査の中で、実際にこの調査は調査員が現地を見て、活動しているかどうかを確認して、活動していれば調査するというものでございます。法人番号サイトの方からデータを頂いているときに、住所とか法人の名称、そちらの方を私どもでデータを整理して、地図情報として表示して、それで調査員に実際に見ていただく。まずは実地で調査員に確認に行ってくださいという作業をしております。

もちろん、今回、経済センサス - 基礎調査の見直しに当たりまして、調査員に調査票をお配りいただきますけれども、調査自体の回答は郵送調査という形になっております。郵送ですので、なかなか回答が期限までに頂けていない場合があると思うので、そこにつきましては国からも実際に郵送で調査票をお送りして御協力いただくようお願いするという運びをしております。

そのような一連の作業を踏まえて活動しているかどうか、あるいは回答を頂くというところをしっかりとやっていこうというのが、今回の試みでございます。何分、今までアクセスしたことのないところもあり、未知数な部分はあるのですが、我々としては考えられる手段はとってまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村部会長 宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうもありがとうございます。非常に重要な試みだと評価しております。関根委員の私見と関連するのですけれども、先ほど来、出ている対応の1のところ、事業所母集団データベースから統計調査の実施というところがあると思います。やはり関根委員の御要望は、恐らくこの事業所母集団データベースがある程度整備されていて、矢印として統計調査の実施、統計の作成に至るまでのプロセスがどうなっているかというのをお知りになりたいのではないかと思います。

この辺をもう少し具体化していきなり、スケジュールというのを明らかにしていただくことはできるのでしょうか。

○植松統計局事業所情報管理課長 御質問の御趣旨は、各種統計調査の提供を分かるような形にした方がいいだろうということによろしゅうございますか。

○宮川委員 そうです。

○植松統計局事業所情報管理課長 今も実際に調査に使っていただいているというところでございまして、今回このような新しい試みの中で、若干仕組みが変わる部分があるだろうと思っております。例えばデータの集約時期とか、実際にデータを整理、確認しなければいけないので、そのような時期を整理して、分かるような形で示していきたいと思っております。

○西村部会長 多分宮川委員がおっしゃっているのは、どのデータがどの母集団が使えているか、その情報が入ってきたら変わっていくだろうと思うから、それを集約的に見られるところがあった方がいいと、そういうことだと思うのですが。

○植松統計局事業所情報管理課長 今の西村委員長の御趣旨を踏まえると、例えば事業所母集団データベースに掲載された個々の企業の状況、例えばこのデータはここから入って。

○西村部会長 というか、ほかの府省の各種調査の。

○宮川委員 そうですね、今後はどういう使われ方をしていくかと。なるべく共通のデータベースからサンプルをとって、いろいろな調査が行われていくことが望ましいわけで、そのためにこのデータベースを整理されているわけですね、それが、どういう工程で今後適用され、各府省がこのデータベースを使っていくかというプロセスも、ある程度分かった方がいいというのが、多分関根委員の御質問ではないかと思うので、その点もなるべく答えられるようにしておいた方がいいのではないかというのが、私の質問の趣旨です。

○植松統計局事業所情報管理課長 分かりました。関係府省とよく御相談して、皆さんに分かるような形で対応してまいりたいと思います。

○西村部会長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。今の御質問、あるいは河井委員の御質問と関連しての問題意識ですけれども、少子高齢化が進む中で、例えば高齢者に対しては介護サービスの法人が増えていきますし、また、子供たちの保育サービスにつきましても、いわゆる未就学児の保育だけではなくて、学童保育事業者というのも増加傾向にあります。また、学習塾等、あるいは課外のおけいこ事などにも多様化が見られます。

したがって、例えば厚生労働省とか、文部科学省とか、先ほどお答えもありましたけれ

ども、各府省の具体的な調査の際の事業所母集団と、そして今回、明確化されようとしている事業所母集団データベースとの有機的な、あるいは密接な連携をとっていただくことが、まさに社会問題の課題解決に資する調査のデータベースになるのではないかなと感じました。是非先ほどのお答えのように、各府省と密接な連携をとって、経済センサス - 基礎調査が来年の3月まで数次に分かれて行われるということですので、そのときの問題意識の中に、今例示いたしましたような事業所についても視野を更に広げつつ、進めていただければと期待いたします。よろしく申し上げます。

ありがとうございます。今の御質問、あるいは河井委員の御質問と関連しての問題意識ですけれども、少子高齢化が進む中で、例えば高齢者に対しては介護サービスの法人が増えていますし、また、子供たちの保育サービスにつきましても、いわゆる未就学児の保育だけではなくて、学童保育事業者というのも増加傾向にあります。また、学習塾等、あるいは課外のおけいこ事などにも多様化が見られます。

したがって、例えば厚生労働省とか、文部科学省とか、先ほどお答えもありましたけれども、各府省の具体的な調査の際の事業所母集団と、そして今回、明確化されようとしている事業所母集団データベースとの有機的な、あるいは密接な連携というのをとっていただくことが、まさに社会問題の課題解決に資する調査のデータベースになるのではないかなと感じましたので、是非先ほどのお答えのように各府省と密接な連携をとって、この取組の中で経済センサス - 基礎調査が来年の3月まで数次に分かれて行われるということですので、そのときの問題意識の中に、今例示いたしましたようなところの事業所についても視野を更に広げつつ、進めていただければと期待いたします。よろしく申し上げます。

○植松統計局事業所情報管理課長 分かりました。この試みはまだまだ発展途上だと思っておりますので、今委員御指摘の事項も、関係府省とよく相談してまいりたいと思います。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 お願いが2点ほどございます。1つは、プロファイリングのところでございますけれども、経団連からお願いしている点ですが、大変重要な取組で期待している一方、プロファイラーの方には、大変難しい注文ですけれども、柔軟な御対応をいただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。一部の調査対象企業から、プロファイリングが督促になるのではという心配の声もありますので、これはサポートですよということをはっきり広報するためにも、いろいろな企業の個々の状況を理解いただくようにして頂くことが好ましいと思いますので、難度が高いですけれども、よろしくお願いしたいというのが、1点です。

2つ目は、宮川委員とよく似た話ですけれども、事業所母集団データベースを名簿にてしていろいろな統計調査をやっているときに、それぞれの統計調査に必要な格納されたデータのキー項目の、最大公約数というのは調べていらっしゃるかどうかという点で、なるべく多くの統計で使えるように、データのキー項目の共有化を進めて頂ければと思います。先般も、たしか商業動態統計調査では、事業所母集団データベースのキー項目では、項目が足りないので、スクリーニングの対象としては使えないというお話もあったと思います。そういうこともできる限り包含するように事業所母集団データベースを設計

することで、多くの統計で利用できると考えます。それは報告者にとっても負担軽減になりますので、御検討をお願いしたいと思います。

○西村部会長 最後は非常に難易度が強い感じがしますが、お願いします。

○植松統計局事業所情報管理課長 プロファイリングの活動をやっていく中で、企業の方々から若干厳しいというお声があるということだと思っております。このプロファイリング活動、サポートをメインにやっておりますけれども、実際に経済構造実態調査も実施している中で、そのような厳しい御指摘を頂いているということで、しっかりとその点も踏まえて検討させていただければと思います。

それから、事業所母集団データベースの掲載事項といいますが、実は今ここにデータ、2ページ目のスライドがございますとおり、例えば経済センサスとかございますけれども、そのようなものを掲載しているという状況がございます。

今委員の御指摘の調査の中で、例えば経済センサスの方ではなかなかそこまで調べていないという事項があるかと思っておりますので、個々の調査、どういったものを使うかというのはある程度勉強させていただきながら、調査で既にとっているものはできるのですけれども、とっていないものはなかなか難しい状況もあろうかと思っております。そこをまさしく関係府省と御相談しながら、最大公約数というお話がありましたけれども、そのようなところを目指していきたいと思っております。

○西村部会長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 今の野呂委員の御指摘、私も同じようなことを感じているので、野呂委員がおっしゃった最後の点、商業動態統計で本来は4桁分類が必要ですがけれども、事業所母集団データベースでは3桁分、ないしは3.5桁分までしか提供できない。本来の調査に必要なものに足りないという面もあると思うのですが、むしろ逆の面もあると思うのです。

今までは利用できなかった情報が、既存の統計調査で、今度はサンプリングの段階で利用できるようになるというプラスの面というのもあると思うのです。ですので、この事業所母集団データベースの発展に伴って、それぞれの統計をどういうふうに変えていったらいいのか。今までできなかったことができるようになるという面も含めて、それを個々の統計によって、やっぱり事情がすごく違うので、なかなか統計委員会で全体を統括することにはできにくいのかもしれませんけれども、そういう個々の統計に事業所母集団データベースをどう生かしていくかということ、実施部局だけに任せてしまっているのか、私の頭の中もまだ全然整理できていない状態でしゃべってしまっているのか、うまくメッセージが伝わらないのかもしれませんけれども。

この統計委員会が、事業所母集団データベースの発展というものに対してどういうスタンス、個々の実施部局にこの事業所母集団データベースを積極的に使って、もっと今の統計をよくするようによろしくという働きかけというか、具体的な支援とか、そういうものをしていくものなのか、それとも、今と同じように、個々の実施部局で考えていただいて、逐一部会に上がってきたものを審査するという立場だけでいいのか。

どういうふうな統計委員会がこの事業所母集団データベースの発展というか、成長というのに関与していったらいいのかなというのを、今何となく感じているのですけれども。

○西村部会長 関連してですが、今の点は非常に重要な点で、私としても統計委員会及びそれからこの事業所母集団データベースの整備をしている部局でやるべきことだろうと思うのですが、何せハードルが高いものですから。基本的な方針としては、そうすべきだと。西郷委員がおっしゃったように、そのとおりです。

そうしないと、各府省はイグザクトに合っていないとだめだとかいう形になって、全然整理が進まないという形になりますから、そのようなものに対しては、こちらから積極的に働きかけるといことは重要になってくるのではないかと考えているのですが、どういふふうにするかというのは、今後の課題だと。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今の西郷委員、それから西村委員長の御意見、大変鋭い、大事なことだと思います。ただ、統計委員会として、ゼロからこういうものをデザインするというのは難しいと思うのです。それに対して、私の記憶では、たしか統括に関して統計局の間でもある程度議論して、基本となるポリシーみたいなものは持っていたと思います。

例えば、こういう進化した形の事業所母集団データベースになる前に、1つの事業所にあまりたくさん調査が当たってはいけないから、統計調査の重複管理のためにも使うとか、いろいろな狙いを持ってこれを始めているはずだと思うのです。そういう既存のポリシーも既にあると思うので、それを一度ブラッシュアップしていただいて、それでより多くの人にこの事業所母集団データベースがどういう意義を持って、どういう戦略で進めていくのかというのを、やはり母集団情報データベースを預かる統計局だけではなくて、制度官庁としての政策統括官室と両方で協力して何かポリシーの案をまとめていって、推進するというをやっていたらいいのではないかと考えています。

○西村部会長 という形で振られましたので、総務省からお願いいたします。

○横田総務省政策統括官（統計基準担当） 今、いろいろと御指摘いただいた点も含めまして、この事業所母集団データベース自体は非常に重要な形になっていくと思います。この点は御指摘の話も含めて、統計局の方とまた話をしていきたいと思っています。

また、統計委員会の方でも、いろいろ御議論、御指摘等もあると思いますし、それが後押しになるという部分もあろうと思いますので、その辺も踏まえて考えていきたいと思っています。

○西村部会長 非常に微妙な点も含んだ非常に大きな話です。それから統計幹事のシステムができていくということもありますから、そちらの方と連携する形で統計委員会としては基本方針を決めて、それを実施していくという形にしたいと考えております。

それでは、ほかに御意見ございますか。それでは取りまとめたいと思います。経済構造実態調査や経済センサス・基礎調査の結果を事業所母集団データベースに格納する取組、レジスター統計の作成に向けた検討並びにプロファイリング活動を通じて母集団情報を更新するなどの取組というのは、企業、事業所の活動をよりの確に把握、提供するという点から、高く評価したいと思っています。

特にGDP統計をはじめとする経済統計の精度向上を図る観点からすれば、母集団情報のカバレッジの拡大が重要であるということから、引き続き事業所母集団データベースの

整備・充実のため、第Ⅲ期基本計画に沿って所要の措置を講ずるということが望まれているわけです。

それから、法人企業統計の母集団との乖離については、2020年度中に詳細な分析を行うということですが、データベースの整備に当たっては極めて重要な事業ですので、統計委員会に中間報告を行っていただきたいと思います。

それから、先ほどもありましたように、全てのものは母集団から始まりますので、各種統計調査、特に各府省の行われる統計調査というもののフレームワークそのものを含めて、この母集団データベースを有効に利用し、かつ、ユーティリティーというか、利用価値を高めるということが必要になってきます。そのためには、単に統計委員会、それからこの事業所母集団データベースに関しての実施部局を超えた各府省との基本的な考え方のすり合わせ、そして、それから出される調査に関する基本的な考え方ということをやっていく必要がありますので、統計幹事のシステムを使いながら、そして、総括統計幹事である総務省の政策統括官のリーダーシップということをお願いするとともに、我々との密接な連携を通じて、今後このシステムが単純に現状をよくするというだけでなく、現状を超えて、更に統一的な日本全体の統計のシステムを組み立てるということにつながるよう持っていきたいと考えております。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、本事項の審議の取りまとめはこのとおりとさせていただきたいと思います。

それでは、次の審議事項に入ります。これは、統計調査における売り上げ等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインについてです。総務省政策統括官室から説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付企画官 おはようございます。政策統括官室の内山でございます。よろしくお願ひいたします。

消費税の取扱いに関するガイドラインについて説明をいたします。資料の説明の前に若干コメントをさせていただきます。このガイドライン、よく御存じかと思いますが、売上高等を把握する事業所・企業の調査のうち、原則として税込回答を求めつつも、税抜回答も許容している調査について、集計する際に税込で統一して集計をしましょうというための指針でございます。間もなく税制度が変わる。それを踏まえた改正後のガイドラインというのが適用されていくタイミングということになるわけですが、このタイミングで、法施行状況審議のテーマとして挙げていただき、確認、それから報告の機会を頂戴したということ、ありがたく思います。ありがとうございます。

さて、基本計画上は各府省がこのガイドラインを適用していきましようというものなのですが、本日は、効率的な説明という観点から、まずは私、総務省の方からガイドラインの概要と適用状況についてまとめて説明をいたします。その上で、審議の中で調査ごとの御質問があれば、所管する各府省の方々にお答えいただく、そのようなスタイルでお願いできればと考えております。

説明は、お手元の資料1-2のパワーポイントに沿って行いますが、この機会に10月の制度改正後に適用される改正ガイドラインにつきましても、参考の1ということで配布させていただいております。細かい資料でございますので、あくまで参考ということで受け止めていただければと思います。

ちょっと前置きが長くなりました。それでは、資料1-2に沿って説明をいたします。現行のガイドラインは平成27年5月に策定したもので、翌28年の施行状況審議においてガイドラインを作りましたというタイミングで説明しているのですが、それから3年が経過しております。つきましては、ガイドラインが必要になった経緯、概要について簡単に説明させていただいて、その上で本日の報告の中心となります現行ガイドラインの適用状況、それから改正ガイドラインの適用予定ということについてお話しいたします。

まず、経緯ということで、1ページに記載いたしましたとおり、売上高を把握する統計調査につきましては、場合によって幾つかのパターンがある。基本的に3つぐらいのパターンと思われまして。上から順に、報告者に対して、税込で統一して書いていただくもの、2つ目として、原則税込ですけれども、報告負担等もあって税抜も許容しているというもの、それから、決算値で統一的に記入を求めているもの、この3つぐらいかと思えます。

税込で統一的に記入を求めている調査につきましては、そのまま集計すればよいわけですが、それ以外につきましては、税込と税抜が混在した集計になっていたという背景が当時ございました。そのようなこともあって、1ページ目の下、統計委員会の御指摘というところがあります。2つあるのですが、ちょっと順番が逆になりますが、下の矢印の方になります。税込と税抜が混在した集計結果、それを提供するというのは、経済規模の把握精度に支障を及ぼすという懸念が示されました。また、上の矢印、その後半になりますが、では、どのように対応するかということで、集計段階での工夫によって結果精度を高めてはどうか、そのような御示唆を頂戴したところです。

これらを踏まえまして、2ページになりますけれども、第Ⅱ期基本計画の中で記載させていただき、それを受けた形で、下の段になりますが、平成27年5月にガイドラインが策定されたという状況でございます。

では、どのような内容のガイドラインかということで、3ページ目以降まとめておりますので、かいつまんでお話しをいたします。まず、適用範囲でございます。1つ目のポツにありますとおり、原則として税込による記入を求めつつも、税抜記入も許容している主要構造統計調査ということ。特に事業所母集団データベースに調査結果を格納しているもの、まずこれを念頭に適用していきましようというのが、ガイドラインの基本的なスタンスです。

適用時期ですが、このガイドライン、27年に策定されたので、その直後の基準年調査というか、28年の経済センサス-活動調査から順次適用するというので、適用時期が定められました。

そして、どういう方法で補正するかというのが下の段になります。資料では説明調に記載しているのですが、端的に申し上げますと、税込で回答いただいたものはそのまま使う、税抜で回答いただいたものについては税額を加算する。

その結果として、次のページ、4ページ目の5番のところにあります。全ての調査票が税込でそろいますので、集計の上では税込額で統一した集計結果が公表されるということになります。なお、平成27年、現行のガイドラインを策定したときから、下の6番、見直しという項目も設けていたのですけれども、その後、税率が引き上げられる。それから、軽減税率が導入されるという制度改革が行われて、本年10月から施行されるということとされました。

これを受けまして、4ページ目、一番下、矢印の先でございますが、この改正を踏まえた改正を29年3月に行っております。それが、本日参考資料として配っているものですが、本年10月1日から施行するという事としております。

このガイドラインに沿った基本的な計算方法につきましては、次の5ページ目になりますが、そちらの方で参考例として付けてございます。ただ、現行改正ガイドラインとも考え方が変わるものではございませんので、この部分、細かな説明は割愛をさせていただければと思います。

では、改正ガイドラインというけれども、どんなところを変えたというのが、次の6ページ目の別紙②というところになります。「改正後のガイドライン」と見出しを付しておりますけれども、変更のポイントを記載したものです。ポイントは2つございます。1つ目、1と書いているところです。こちらは、調査の対象期間中、例えば1年を対象に調査をするという場合において、途中で税率が変わったらどうするかということを整理しているものでございます。

また、2つ目といたしましては、申し上げるまでもございません。今回の大きな改正は、軽減税率導入への対応ということです。このうち売上高について申し上げますと、2の1のところ、「売上高に関しては」と書いている部分ですが、その説明部分にありますとおり、調査で把握しているレベルに応じて軽減税率の適用可否を判断するというものです。

言い換えますと、売上高を把握すると申しましても、調査によって品目別に細かく把握するものもあれば、分野あるいは産業ごとに大きくくりで把握するといったものもあります。ですので、そのような調査の粒度というか、そのようなものに沿って一定の割り切りの下、標準税率か、軽減税率か、いずれかを適用して推計していく、そういう方針を示しているものでございます。

続きまして、7ページ目に参ります。今は第Ⅲ期基本計画ということですが、第Ⅲ期基本計画自体は、ガイドラインが改正された後にまとめられたものですので、7ページ目、上段に第Ⅲ期基本計画の抜粋を入れておりますが、各府省において改正ガイドラインを順次、導入・適用するようにしましょうということが基本計画では記載されているところです。

真ん中の中段、これは皆さんも既に御覧になっている6月の施行状況報告でございますので、省略をいたします。今回、この企画部会での審議に当たってどういう点の意見を頂いたかを、下段にまとめてございます。

矢羽根が2つございます。1つは、制度変更を踏まえまして、調査の記入方法、調査票上で消費税抜、込みというのをどういうふうに整理をしているかということの確認、もう

一つは、主な統計調査における今後のガイドラインの適用状況といったことを、御意見として頂戴しておりました。

これを踏まえまして、今回、各府省の御協力も頂きまして、次のページになりますけれども、売上高等を調査事項とする調査について、調査票上のチェック欄の扱い、それからガイドラインの適用状況など、調査ごと、最新の状況を確認、整理させていただきました。ガイドラインは先ほども申し上げましたとおり、まず主要構造調査への適用ということが念頭に置かれているのですが、この機会ですので、動態調査といったことも含めて、幅広く把握をさせていただいたものとなっております。

今御覧いただいている8ページですが、ここでは原則税込で記入いただきつつ、税抜も許容するというガイドラインの適用が想定される調査を1枚にまとめております。まず、左から縦に4列目のところに調査票における消費税の選択項目を縦に見ていただければと思います。

これは、調査票において消費税のチェック欄の扱いを見たものですが、ほぼ全ての調査におきまして、記入に当たって税抜か、税込かということをチェックしていただく項目が設けられています。また、現行ガイドラインの適用状況、それから改正ガイドラインの適用に向けた検討予定というところですが、これを調査ごとに横に見てまいりますと、経済センサス-活動調査から基礎調査まで、総務省が関与する1年以上の調査、こちらにつきましては、現行ガイドラインは既に適用済み又は適用を前提として集計が進められており、また、改正後のガイドラインにつきましても、次回調査結果から適用すべく検討が進められているという状況でございます。

次のサービス産業動向調査でございますが、月次調査でございますので、ガイドラインの適用としては二次的なものでございます。現行については未適用ではございますが、制度改正直後の10月分の調査結果、その公表から改正ガイドラインの適用をすべく検討なさっているというところではございます。

次の厚生労働省の薬事工業生産動態統計調査でございますけれども、現行、既に適用済みということで、改正後におきましても、医薬品は軽減税率では基本的にはないというお話で、システムの改修も終えられているということで、10月の改定を待って、10月以降は適用していくという状況でございます。

また、下2つ、経済産業省の年次調査、企業活動基本調査、それから中小企業実態基本調査でございます。現行ガイドラインは未適用ですが、こちらも改正ガイドラインの適用予定ということで、次回、要は今年を対象にする調査ということになりましょうか、令和2年調査の結果から適用すべく検討されているという状況でした。ですので、御覧いただいたとおり、把握した範囲では、いずれの調査につきましても、改正後のガイドラインについて時期を明示して検討が行われているという状況でございます。

以上がガイドライン適用対象になる調査の一覧でございます。

最後の9ページ目、これは参考ということになりますが、税込記入で統一している調査、それから決算情報で回答してもらう調査ということで、ガイドラインの適用対象外にはなりますが、事業所・企業に対して売上高や経理項目を聞く調査について、ほかにどういっ

たものがあるかという規模感という意味で参考に掲載させていただいております。

資料の説明としては以上でございますが、最後に今後の方向性ということで、若干コメントいたします。経済規模の正確な把握という観点で、ガイドラインの提供が重要である。これは現状においてそのスタンスは変わらないと考えております。各省におかれましても、基本計画に沿って引き続き検討、適用していただければと考えている次第でございます。

一方、10月以降の複数税率の適用ということによりまして、推計が今まで以上に難しくなる場面というのも出てくるのではないかと考えられます。総務省といたしましては、ガイドラインに沿った対応というのを各省にお願いしつつも、その経験値というか、そのようなノウハウの蓄積も共有しながら、より望ましい方向性、あるいは対応について各省とも意見交換して、継続的な検討をしていく必要があるだろうと考えているところでございます。

冗長になり申し訳ございません。説明としては以上でございます。よろしく申し上げます。

○西村部会長 ありがとうございます。本件につきましても、本日所用により欠席されている関根委員からの御意見が提出されていますので、事務局から紹介をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、先ほども御覧いただいた関根委員からの意見書、1枚紙、御覧いただければと思います。裏面ですけれども、4つ目の丸、最後の段落になりますが、そちらを御覧ください。

統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインの適用状況につきましては、2019年10月の消費税率変更及び軽減税率実施を控え、統計調査の記入方法において消費税の扱いを確認することが極めて重要だと考えておりましたが、今回の報告によると、幾つかの統計調査でガイドラインの適用がなお検討中であることが判明しました。売上高等の集計段階で、税抜・税込の計数が混在して、10月の税率の変更の際に伸び率が実勢をあらわさないという問題等が発生しないよう、早期の対応をお願いします。また、こうした措置に併せて、集計値の段差を回避するための対応（過去の集計値へのガイドラインの遡及適用や税込・税抜の売上高のウェイト情報の開示）も切に希望いたします。

本件に係る意見の紹介は以上となります。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の総務省の説明や関根委員の意見について、御意見等ありましたら、お願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 御説明ありがとうございます。5ページに記載している補正方法ですけれども、現在の単一税率の下でも輸出割合であるとか、非課税割合であるとかを考えると、完全な推計はできないと思われるわけです。更に、6ページのように軽減税率が入ってまいりますと、これは精度が下がることはあっても、上がることはないということだと思われれます。ここの軽減税率の適用を判断するという、その真ん中あたりの判断、これは各調査実施者が独自にやるということであって、例えば総務省が主要業種別であるとか、ある

いはもっとおりたベース、品目別について標準適用率みたいな、そういうものを提示する、そういうことは想定されているのか、いないのかということ、これが第1の質問です。

それから、やはりこの方法にしても、相当精度の問題は残ると思われるのですが、一方で、2023年以降、日本でもインボイス方式になると、適格請求書、それが入ってくるといふことを考えると、その情報がこういう補正の計算に全く使えないということになっては困るので、一体どういう請求書なのか、あるいはそれをどのように活用できるのかという可能性について、早期に検討する必要があるのではないかという気がいたします。それが2点目、これは質問ではありません。そういう要望であります。

○西村部会長 どうぞ、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 厳しい御意見、ありがとうございます。現状でどこまでお答えできるかというところがありますけれども、まずは、この改正ガイドライン、29年3月に作成し、申し合わせた段階でも、今後どうしようかと、軽減税率の導入を踏まえると、なかなか推計は難しいのではないかとすることは議論されたかと思えます。その上で、ひとまずは、税込統一記入という方向性を維持した上で、どこまでできるかやってみましょうという各省合意の下にガイドラインが作られたということです。ですので、まずは、その方向性でやってみて、支障に関しては、先ほど最後に申し上げましたけれども、こういう問題がある、こういう対応をしたけれども、どうだろうかという情報を出し合いながら、今後の取扱いを検討することになるというのが、今私がお答えできる範囲かと思えます。

具体的にどの品目について軽減なのか、標準なのかということにつきましては、本日お配りしている参考のガイドラインを御覧いただくとお分かりのとおり、産業別・品目別に標準か、軽減かということを細かく整理をしているという状況でございます。この整理は、27年に作った現行のガイドラインのときから設けているもので、制度改正に伴う修正もされていますので、集計段階では各調査における粒度に応じてこれを適用していただくところでございます。それが1つ目の回答になります。

それから、もう一つ、インボイスという話もありました。今後、どう組み込んでいくかということですが、これも先ほど、1番目の回答の中で申し上げてしまっているかもしれませんが、今こうすべきだということは、まだ検討を始めていませんので、各省を集めた検討会議を立ち上げて、その中の1つの大きな議題ということで取り組んでいきたいと考えているところでございます。

不十分な回答で申しわけございません。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。

私も1点、聞こうと思っていたのが、関根委員のところ、検討中と言っている、検討中は一体中身はどうか、本当にやるのか、やらないのかということだと思っております、それについてはいかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 今回、御協力いただいて調査した8ページのところの調査ごとの改正ガイドラインに向けた検討状況というところになるかと思えます。検討中というだけで適用時期が書いていなければどうするのでしょうかとい

う御懸念もあろうかと思えます。

しかし、各省とも、いつからやるかということで、要は、直近の調査からやろうというのが基本的なスタンスとしてそろっているかと思えます。このスケジュールに沿って調査ごとに対応していただけるものと考えております。

○西村部会長 つまるところ、それがちゃんと実行されるかどうかの担保ということですね。それはこの段階では総務省が担保するわけにもいかないのですけれども、基本的にそれはちゃんとできているかどうかを、今後ちゃんとモニターして、ウオッチしていただきたい。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 はい、かしこまりました。

○西村部会長 それでは取りまとめたいと思えます。経済規模等を正確に把握、推計する観点から、本年10月1日に予定されている消費税率の変更や、軽減税率の導入への対応というのは極めて重要な事項であります。こうした中であって、主要構造統計調査を中心に改正後のガイドラインの適用に向けた検討が、具体的な時期を示した上で行われるということは評価したいと思えます。

関係府省においては、主要構造統計調査だけではなく、短い周期で行われる動態統計調査を含めて、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、適切な時期から適用を図るということになります。適切な時期というのは意味深長な言い方ですが、要するに、できるだけ早くということになります。

また、今後、軽減税率等の導入により推計が難しい場面が出てくるということも想定されますが、ガイドライン適用に係る経験の蓄積を踏まえて、精度の高い集計方法について関係府省において継続的に検討し、それをきちんと総務省がモニターするということをする必要があると考えます。このような取りまとめでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめはこのとおりとさせていただきたいと思えます。

それでは、次の審議事項は、賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況についてです。厚生労働省から説明をお願いします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 厚生労働省でございます。賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況について、説明いたします。資料1－3になります。

資料2ページ、賃金構造基本統計調査の匿名データの提供についてでございますが、この提供についての背景を記載させていただいております。まず、賃金構造基本統計調査の匿名データの提供に関する指摘状況でございますが、第Ⅲ期基本計画の別表におきまして、賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、個人票の提供を優先的に検討する。平成30年中に検討開始といった旨が記載されているところでございます。

また、本年4月26日の賃金構造基本統計調査の変更に係る諮問第127号の答申におきましても、匿名データの検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進す

る必要があるとされているところでございます。

続きまして、3ページでございます。これまでの検討状況でございます。現在、人口・社会統計部会で御審議いただいております令和元年における調査方法の見直し、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化等々の第Ⅲ期基本計画において示された課題に係ります検討を優先して取り組んできたといった事情もございまして、匿名データの提供に关します検討につきましては、現在のところ、データ項目ごとに匿名化を行う上での課題の洗い出しを行っているにとどまっている状況でございまして、検討については若干遅れているといったところでございます。

また、賃金構造基本統計調査の匿名データの提供検討につきましては、第Ⅲ期基本計画におきましても、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある、個人票の提供を優先的に検討するとされていたというところでございますが、ここにごじますように、賃金構造基本統計調査につきましては事業所を対象として実施しているところでございます。

個人票データのみの提供では、利用者の期待に応えることにはならないのではないかと考えていること、2番目といたしまして、事業所調査では、現在匿名データの提供を行っている例がほかにないという状況でありまして、一からの検討が必要であるということ、3番目といたしまして、事業所票の情報と個人票の情報が合わさることにより、またさらに個人、事業所の特定が可能となることも想定されるといったところがございます。個人調査を伴わない事業所調査よりも困難度が高いのではないかとすることも考えるといったところを課題として考えてございます。

しかしながら、匿名データ化の検討に当たりましては、個人票の情報のみならず、事業所票の情報を付加するということを含めて検討を推進して、賃金構造基本統計調査におきまして匿名データを提供できれば、構造調査として本調査の利用性を高めて、学術研究や教育の様々な利用者のための利便性を向上すると考えているところでございます。今期の計画期間中に匿名データの提供ができるよう、今後は匿名データ化の方法、匿名化基準等につきまして、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、連携しつつ、引き続き検討を強化していきたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。想定される課題について幾つかまとめておりまして、それについて説明させていただきます。1つ目でございますが、事業所調査でございます賃金構造基本統計調査における匿名データ化につきまして、世帯調査における匿名データ化の手法、例えば世帯調査におけるリサンプリング、しきい値の設定、データの並べ替え、個人識別情報の匿名化等の手法を活用できるか否かを含め、匿名データ化の方法や匿名化基準等についての検討が課題として挙げられます。例えば産業分類を大分類、企業規模を実数ではなく、階級値化、地域を県より大きい地域とすることなどで匿名性を担保できる可能性についての検討は、検討課題として必要ではないかと考えているところでございます。

2つ目でございますが、賃金構造基本統計調査における匿名データ化につきましては、事業所票におけます情報（産業分類、企業規模、地域等）または個人票の情報（性、雇用

形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、職種、労働時間、給与額）ということでございますけれども、それぞれ単独で用いた場合におきます事業所及び個人の匿名データ化について検討するだけではなくて、事業所票の情報と個人票の情報を併せて用いた場合における匿名データ化についても検討する必要があるということでございます。

3つ目でございます。匿名データ化につきましては、万が一被調査者（事業所あるいは個人）とございますが、特定された場合、統計調査におきます国民の信頼が失われるということ、その信用を回復することは容易ではないということもございまして、確実な匿名化を施すことが必要。言わずもがなでございますが、そのようなことがございます。そのようなことがございまして、この妥当性につきましては、有識者会議などにおきまして、統計分野の専門家のみならず、被調査者、匿名データの当事者となると、事業主、または労働者、そのような方のそれぞれの代表の使用者団体、労働者団体にも御参加いただいて、慎重に検討していきたいということも考えているところでございます。

4つ目でございますが、賃金構造基本統計調査につきましては、令和2年調査から調査計画を変更して、学歴区分、職種区分等の調査事項について見直しをすることとしております。この検討にいたしましては、令和2年の調査結果も必要ということもございまして、また令和2年の調査の結果公表後に、再度また検討するというところでございます。これは、次の今後のスケジュールのところで説明させていただきますが、基本的には平成30年の結果につきまして、まず検討を進めていくと。その後、令和元年で労働者、外国人労働者の項目もございまして、令和2年の調査についても、その結果、公表後に併せて検討を進めていきたいと考えてございます。

5ページ目でございます。今後のスケジュールでございますが、これは現在想定される考え方としてまとめさせていただいておりますので、今後また見直しも当然あるかと考えております。第Ⅲ期基本計画の期間中でございます令和4年度内に、匿名データの提供を開始できるよう、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

現在想定しているスケジュールを簡単に御説明いたします。元年度中につきましては、厚生労働省内におきまして匿名データ化の方法、基準等について検討して、検証用の資料の作成仕様の検討を行うと。2年に入りまして、このようなデータ集の作成、これは外部委託を考えておりますが、作成をし、その後、その内容につきまして検証作業、これは統計研究研修所の支援も受けながらやっていきたいということを考えております。

3年度におきましては、元年調査、2年調査の検証結果、そのようなものも付加しながら検討を更に深めていくということを考えております。引き続き統計研究研修所と連携しながら進めていくと。それと、有識者会議を行いまして、その中でこういった形でやっていくべきかということを検討していただいて、進めていきたいと思っております。

4年に入りまして、その結果を踏まえて、このような形でやりたいということを統計委員会に御審議いただきたいと考えていまして、4年度末までに30年度調査の匿名データの提供を開始したいと考えております。

なお、注釈の方に書いておりますけれども、令和5年3月には、30年のデータ提供、そ

れ以降、調査結果公表後、おおむね3年以内を目途に提供を開始したいと考えてございます。また、匿名データ提供につきましては、ほかの調査の例を見ますと、調査結果公表後七、八年目ということになってございますけれども、今年の2月に開催されました統計制度部会におけます匿名データの提供早期化の議論、3年から4年というところがあったのでございますけれども、そのようなところも参考にいたしまして、このスケジュールを作成しているところでございます。

資料の説明は以上になります。いずれにつきましても、賃金構造基本統計調査の匿名データの規定は十分承知してございますので、今後ねじをまいて、今期、第Ⅲ期基本計画の期間中に結論を出せるように検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。本日の部会では、参考資料2として、中央最低賃金審議会の部会資料も配られています。事務局からコメントはありますか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 参考2について簡単に御紹介をいたします。この資料は1枚目の左肩にも記載しておりますけれども、厚生労働省の審議会の小委員会において配布された資料です。資料の中にたくさんグラフがありますが、こちらは賃金構造基本統計調査のデータを、原局の方が特別集計されたものと伺っております。

川崎委員から二次的な利用をイメージしていただく1例として、本日の参考資料として配布してはどうかという御要望がありましたので、配布しているものでございます。なお、本日は専ら、今御説明がありました匿名データ化についての審議でございますので、こちらの資料の担当者はいらっしゃっていないということで、御了承いただければと思います。ありがとうございます。

○西村部会長 ただ今の厚生労働省の説明及び事務局の説明を含めて御意見等があれば、お願いいたします。

では、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 説明ありがとうございます。私は賃金構造の統計がいろいろな形で活用できればいいなと期待している者で、そういう意味では、匿名データを含めたマイクロデータがいろいろな形で利用できるということを是非目指していただけたらと思っております。

その意味で、先ほど事務局から御紹介いただいたこの賃金分布に関する資料などを見ますと、賃金構造基本統計が通常の公表されている統計表のほかにも、いろいろな切り口で見れば、まだまだいろいろな有用な使い方ができると、私自身は考えております。その観点で2つほど御質問したいのです。

1つは、厚生労働省の方の統計担当部局として、このような賃金構造の統計が通常の統計表、公表されている統計表以外にどんな利用があるかといったこと、例えば研究目的の目的外利用の事例などを洗うなどして、いろいろな可能性を考えておられるだろうか、そのようなことをある程度調べておられるだろうかということをお聞きしたいと思います。

その趣旨は、匿名データを作っていく場合にも、やはりそのような利用目的に合わせた作り方というのが必要になると思うので、ある程度そのような基礎的な情報の整理やイメージを持っておかないと、この先の検討がかなり迷走するのではないかなと思いますので、

その辺りの現状としての把握状況を教えていただけたらというのが、1点です。

それから、もう一点は、この匿名データを作ること自体は、いろいろな検討プロセスから作成のプロセスまでありますので、息の長いプロセスになるというのが、今の御説明ではあるのですが。それなりに人的体制を必要とするものでもありますので、これは現状の事務体制の中でやり繰りしていけるのか、それとも何か新しい体制を作られるのか。もし、そうであれば、どのぐらいの規模になるだろうかというのは、少しイメージを教えてください。

以上2点です。よろしく願いいたします。

○西村部会長 お願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 実際のところ、二次利用につきましては、件数は非常に多くございます。詳細なところまで今持ち合わせていないのですけれども、一番多いところは、行政機関ですと、職員の賃金をどういうふうに決定するかというところ、そのようなことで各都道府県人事委員会、そういうところが非常にたくさんございます。

また、個別の件につきましても、例えば最近でいいますと、私どもも今年の賃金構造基本統計調査から、外国人の状況について調査しているのですけれども、そこについての分析を行いたいという、まさしく先般の改正入管法の改正に向けた検討、そのような要請とかも来ているといったところでございます。このようなところの御紹介でおさまっていまして、申しわけございません。

あと、検討体制のところでございます。まさしく私ども、やはり体制的には厳しいものがございまして、その中、何とかやり繰りしているといったところでございます。やはり現状では現在、人口・社会統計部に御審議いただいている調査計画の変更の方に注力していたということ、それから様々な課題、問題があったということ、その対応とかでなかなか進まなかったという事情もございます。

ただ、一方で、匿名データ化を進めなければいけないということを十分理解しておりまして、このたび、賃金構造というか、当室の方に統計調査分析官が配置されておりまして、そのような者も活用しながら、担当させて、匿名データも進めていこうと。それ以外の課題もございますので、これのみに注力ではないのですけれども、そのような体制の中で今後進めていくと。

また、今回の調査計画の変更、また、来年度もございませけれども、順次どういう中でやっていくことになるのかということで、考えているところでございます。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 現在、賃金構造基本統計調査審議をさせていただいて、お忙しい中、匿名データまで検討していただいております。匿名データの検討というのは、統計委員会の中では統計制度部会がやることになっておりまして、議論をしてきているところがあります。基本的な今回の統計改革の枠組みの中で、そういうテクニカルな 이슈について、先ほどからお話が出ていますけれども、総務省統計研究研修所で、そういう問題を

受け取って、特に匿名データ化については検討していただいて、それでガイドラインを作
って、それに従って各府省で対応してもらおうという仕組みを考えているところであります。

それで、この事業所を含んだデータにいての匿名化、事業所が入ると匿名化がほとんど
できないということ、今までのところは匿名化はやっていなかったのですけれども、そ
れも含めてどういう公開の形があるか。匿名データというふうに言うと、できないとい
うことになるので、ほかのパブリックユースデータだとか、そういう二次利用に資するよ
うな形のデータの提供の仕方を根本的に考えてもらって、その枠を提示した上で、厚労省に
対応していただいた方が、そちらで考えただいて、こちらでも考えて、意見が食い違
うということは時間の無駄ですし、資源の無駄だと思いますので、とりあえず私の意見で
すけれども、統計委員会の方に受け取らせていただいて、匿名化の可能性について、こ
ちらで検討させていただいて、ガイドラインを作った上で、もう一回お願いするという形に
したらどうかと考える次第です。

もちろん、それは匿名化について、そちらでいろいろ検討する余裕があるとか、検討し
てみたいということであれば別ですけれども、基本的には総務省統計研究研修所と一緒
にやっていただいて、研修所がガイドラインを出すという形にした方がいいのではないかな
と考えます。

○西村部会長 ありがとうございます。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。統計委員会の統計制度部会の部会長代理を務めさせ
ていただいているので、北村委員の御発言に触発されて、私も発言させていただきます。
ただ今の御報告で、賃金構造基本統計調査の匿名データの提供について、まずは公的統計
の整備に関する基本的な計画に則るとともに、諮問第 127 号の答申に沿って、省内で積極
的に前倒しして実現したいということで検討していただいていることに敬意を表したいと
思います。

しかしながら、大きな問題提起を今日、報告でいただきましたのは、要するに事業所調
査においては現在匿名データの提供を行っている例がほかにはない状況であるという問題
提起です。したがって、個人票データの提供については前例があるし、それなりに執
行できるかもしれないけれども、事業所調査については慎重な検討が必要であるので、少
し時間がかかるという重要な問題提起を頂きました。

私も北村委員と同じ意見でございまして、特に匿名データの提供というのは社会問題、
課題解決のために重要な方向性であり、学術的な研究の進化のためにも重要だとい
うことで取り組んでいるわけですが、一方で、やはり事業所データについては慎重にするべき
であるという問題意識も私自身も持っております。

したがって、統計委員会の統計制度部会及び総務省統計研究研修所が、更に実質的に適
切な事業所データ及び個人票データの匿名化についてのガイドラインを積極的に検討する
ことが重要であるという問題認識を持ちました。もちろん、厚生労働省の省内で引き
続き検討していただくことは重要ですが、このスケジュールの中で令和 3 年度に有識者
会議等における検討というのをに入れていただいているのですが、有識者会議等にお
ける検討をしていただくに当たっては、厚生労働省独自の検討というのではなくて、
やはり各府省共通

の事業所データの匿名化についての一定のガイドラインや指針が出た上で、このような手続があった方が望ましいのではないかと思います。

ですので、今回そのような計画も立てていただいたことは自律的な省の取組として有意義だとは思いますが、北村統計制度部会長が隣にいらっしゃるのですけれども、統計制度部会での検討や研修所等、あるいは適切な時期での統計委員会での検討を踏まえて、事業所データの匿名化についてのガイドラインを、各府省共通のものとして作ることを先行した方がよいのではないかという意見を持ちましたので、披瀝させていただきました。部会長、よろしくお願いいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 いろいろ御説明ありがとうございます。匿名データの方には私は関わっていないのですけれども、1点、少し違うかなと思ったのは、いろいろ作業をやられていて、その中で御苦労いただいているということは、審査も同時進行中ですので分かるのですけれども、ただ、この匿名データの話と現在進行中の審議内容については、必ずしも同じレベルに関連するわけではないので、そこを理由にこちらができないという説明はやや後ろ向きかなと考えております。

あと、具体的などころですけれども、やっぱり事業所データというのと、個人票との関係というのがそもそも論としてあって、説明としては、どちらかというところ、そういう調査の構造の話がまずあり、そこで第1次抽出単位、第2次抽出単位というところで、本調査の独自の構造というのがあるわけです。その構造に基づいて、匿名データ化する作業についても付加的に考慮しなくてはいけない要因があるということは、やはりもっと分かりやすい形で御提示された方が納得いくと。

もちろん、その中で事業所匿名化ということは、1つ、いろいろな意味で個人特定云々ということもあるのですけれども、確かに匿名データの作業をやっていないからずれているかもしれないのですけれども、その複数段階で抽出があるということ自体、極めて匿名化を複雑にするのではないかということは容易に想像できますので、そちらの方から匿名化についての作業の付加的な作業がというのは、あるべきであったのではないかと。

つまり、中身というか、同時進行で作業をしているものにとっては、今の御説明というのは背景的なことがよく分かるので理解はできるのですけれども、やっぱり後ろ向きの印象を、私自身は持りましたので。あと、やっぱりガイドラインをまず横断的に設定して、それでどうですかとやられて、本当にいいのかというのは、実施部局の方と同じところで協力しながらガイドラインを作られるのに、私はこしたことはないじゃないかという感想は持っておりますので、その点、御配慮いただければと思います。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。全部頂いてからにした方がいいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

それでは、白波瀬先生の最後の点について、回答というか、感想みたいになってしまうかもしれませんが、お願いします。かなり重要な話になって。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 まず、後ろ向きでないかとい

う御指摘でございましたけれども、そういう気持ちは全くございません。確かに検討できなかったのは事実なので、これについては素直にできていませんでしたと申し上げるしかなかったと思っています。

ただ、一方で、説明の中で申し上げましたけれども、二次利用が多い調査と理解していただき、そのような面で匿名データもやらなければいけないと思っています。そのような面も含めて、やはり今年の2月に御提案されました、3年程度でこの計画に則ってやるというつもりで、今回お示しさせていただいているところです。そこについては、後ろ向きという気持ちは全くなく、これから本当にやっていくという気持ちでやっております。

もう一点の方で、賃金構造基本統計調査上のそのような特性でございますけれども、事業所をまず抽出して、個人を抽出するという多段階的なところはございますけれども、やはり事業所での情報と個人情報と結び付くことによって、やはり匿名化の基準がまた変わってくるだろうというところ、このようなところは当然あると。資料の中でも記載しておりますけれども、単独の事業所調査よりも、より複雑ではないかと私ども、認識しているところでございます。

まず、基本計画にも世帯調査の方法が流用できる個人票からとありましたけれども、やはり今年の4月の答申の中でも御指摘いただきましたように、事業所票の情報がなければ意味がないと私どもも考えておりますので、使える匿名データを作りたいという観点でやっておりますので、そのような形で今後ねじを巻いていきたいと考えております。

ただ、今回、統計研究研修所のガイドラインを作ったとか、そのような御提案がございましたので、そのような方向性につきまして、それが出ましたら、踏まえつつ、私ども、どういうふうそこに参画していくのかとか、どういうふうに対処していくのかというところについては、その中で考えていきたいと考えております。

○西村部会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

それでは、今の議論を踏まえて、一応取りまとめたと思います。まず、基本的な背景ですが、本調査は労働者の賃金に関する分析をする上で重要な情報源であり、そしてニーズに応じてデータが柔軟に利用できる環境を整備するということが最も重要な点だと思います。と同時に、一方で、本調査の匿名データ化に当たっては、事業所票の匿名化をセットで検討するということが、この意味でも非常に重要であるということでもあります。

しかし、事業所データの匿名化については技術的な問題がある。したがって、慎重に検討すべき問題であるということは、そのとおりであります。そして、事業所のデータということからすれば、これは本調査に限る話ではなくて、ほかのいろいろな調査とも関連するということでありまして、統計制度部会の部会長からの御意見というのも非常に重く受け取らなければいけないと思っています。

そこで、私としては、本調査に係る事業所データの匿名化を含めた個人データの匿名化については、統計委員会で一応統一的に検討して一定の結論を得るという形にするのが望ましいのではないかと思います。

厚生労働省においては、その結論が得られた後で、かつ、結論が得られる前に統計委員会で議論するとき、重要なインプットを頂くということが重要ではないかと思っております。

ます。

この特定の問題に関すれば、その結論が得られた後で、改めて本調査の匿名化の要否について検討をすると、有識者会議を含めて再検討すると。再検討というか、まだ検討していないですから、検討するという形にするのが望ましいのではないかと思います。

それから、先ほど川崎委員、そして事務局からありましたように、ユーザーの利便性の向上から、本調査についての利用者からの要望に応じて参考表の追加をします。この最低賃金の分布というのは非常に重要な情報なので、このような情報に対しては積極的に追加を行うなどの集計及びその公表についての充実ということを図ることが望まれますので、その旨の改善をお願いしたいと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめはこのとおりとさせていただきますと思います。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は平成 30 年度統計法施行状況報告の審議、国民経済計算体系的整備部会における審議状況についてです。平成 30 年度施行状況報告審議のうち、国民経済計算体系的整備部会において議論されるとされているものについては、1、法人企業統計調査の欠測値補完等について、2、消費者物価指数の次期基準改定における冠婚葬祭サービスなどの把握の可否等については、8月 23 日の国民経済計算体系的整備部会において議論されたということです。その結果について宮川部会長から報告をお願いいたします。

○宮川委員 8月 23 日に行われました第 17 回国民経済計算体系的整備部会において、平成 30 年度統計法施行状況について審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。本日は、部会開催から日が浅いことから、審議結果の概要・報告書の骨子について適宜、口頭で補う形で御報告させていただきます。資料 2 と席上配布資料を適宜御覧ください。なお、資料 2 のページ番号は、各ページの中央下に 1 / 21、2、3 と書いてあります。ページ数については、この分子の部分を目指すことになります。

第 17 回国民経済計算体系的整備部会では、2 つの事項を審議いたしました。1 つは「法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法」について、もう一つは「消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応」についてです。以下、それぞれの審議結果について御報告いたします。

まず 1 番、法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法。経緯につきましては、既に 6 月の国民経済計算体系的整備部会において財務省から情報提供を受け、実質的な審議を行っております。このため、23 日の部会においては、これまでの審議結果を踏まえた報告書案について審議を行いました。

資料 2 の 4 ページ、4 / 21 を御覧ください。(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等にこれまでの審議結果が集約されております。財務省から報告のあった 3 点に加え、透明性の確保の観点から検討状況を公表し、統計委員会にその結果を報告することを要望するという内容になっております。

該当部分を読み上げます。法人企業統計調査において、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合を区分して把握すること、EDINET 情報等を年次別調査の審査・照会事務の効率化に活用することについては、いずれも基礎統計の改善に向けた取組として評価できます。

また、調査票の督促方法の改善に向けて、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を行うとともに、一部地域の督促延長や、国民に対する回答義務の周知を試行的に実施し、その効果を検証することについては、回収率向上に向けた取組であり、適当である。

これら取組の中で、未回答の欠測企業の補完方法に関して、現行の方法よりも当該企業の過去データを用いる方法の精度が相対的に高いとの実証結果が得られたことは、基礎統計の改善に向けた成果の1つと評価する。もっとも、補完に使用する過去データの範囲について確定的な結論は得られていないことから、引き続き検証を進めることが必要である。

なお、財務省には透明性の確保の観点から、これらの検討状況について、ホームページへの掲載等により随時公表するとともに、統計委員会にもその結果を適宜報告することを要望する。

なお、上記の内容については、23日の国民経済計算体系的整備部会で委員に提示し、28日まで意見を受け付けておりましたが、特段の御意見はありませんでした。このため、以上が国民経済計算体系的整備部会における審議結果となりますが、最終的な報告書案については、本日の企画部会での御審議を踏まえ、整理したいと考えております。

2、消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応でございます。これにつきましては、総務省から消費者物価指数、いわゆるCPIの2020年基準改定における冠婚葬祭サービスの把握とインターネット販売価格の採用拡大について報告がありました。

まず、冠婚葬祭サービスの把握の可否についてです。12ページの下半分を御覧ください。葬儀サービスについては、市場規模が増加傾向であること、構成要素が全国的に共通であること、カレンダー要因による価格変動がなく、円滑な価格収集が可能であることなどから、2020年基準改定において把握する。一方、結婚式場サービスについては、市場規模が減少傾向であること、利用ニーズの多様化により代表的な構成要素が特定困難であること、カレンダー要因や購入経路等により価格やサービスが異なり、的確な把握・品質調整が困難であることなどから、2020年基準改定での把握は見送るというものです。

次に、インターネット販売価格の採用拡大についてです。16ページの下部分を御覧ください。ネット販売の市場規模やネットによる購入割合が大きく、継続的・安定的かつ効率的な価格収集・処理方法が見込める品目であることから、旅行サービス関連の外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料及びテレビ等の教養娯楽用耐久財について、2020年基準改定において、インターネット販売価格を採用するとの報告です。なお、外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料については、インターネット上の商品・価格情報等を自動で収集するウェブスクレーピング技術の活用、テレビ等については、ネット・店頭双方の販売記録を含むPOSデータの活用により、安定的にネット販売価格を収集できるとのことです。

委員からは、インターネット販売価格の活用に関して、新旧の商品の接続の難しさ、実

際に売買されているか否かの把握の難しさについて意見がありました。また、電子マネー等のポイント還元等の扱いについて、概念的な整理も含めて検討が必要といった意見もありました。こうした御意見を踏まえ、報告書案については、あくまで現時点の骨子のイメージではありますが、次のような取りまとめ案を考えております。

消費者物価指数の2020年基準改定において、冠婚葬祭サービスのうち葬儀料を新たな品目として採用することは、サービスの価格の把握拡充の点から適当である。

一方、結婚式場サービスの把握を見送ることについては、現状では、多様化する同サービスの価格を的確に把握・品質調整することは困難であることから、やむを得ない。ただし、ある程度定型化されたモデルが設定できれば、価格を把握できる可能性もあると考えられることから、中長期的な課題として引き続き検討を行うよう要望する。

また、旅行サービス関連の品目（航空運賃、外国パック旅行費、及び宿泊料）についてはウェブスクレーピング技術を活用することにより、テレビなどの教養娯楽用耐久財についてはPOSデータを活用することにより、インターネット販売価格を採用することは、近年のインターネット販売拡大に対応するものであり、かつ、新たな調査負担を課さずに効率的に価格を収集できると見込まれることから、適当である。

なお、インターネット販売価格の活用に関しては、さらなる精度の改善に向けての課題も残されている。こうした点は、蓄積したデータや経験等も踏まえて検討を進めるべき中長期的な課題であることから、今後も検討を続けることが重要である。

以上のようなイメージを考えております。なお、ただ今読み上げた案はあくまで現時点の骨子案であり、法人企業統計調査の件と同様、本日、委員の皆様からの御意見を頂き、それを踏まえて報告書案を整理したいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等、御意見等ございますでしょうか。

それでは私の意見というか、感想ですが。実はCPIを作るというのは、結構単純にインデックスを作るということだけではなくて、市場状況というのを表すということにもなるわけです。一番いい例が葬儀料と結婚式サービス料の比較の問題ですが、結婚式サービス料というのは情報の非対称性が非常に強い。つまり、葬儀もそうですが、結婚式の場合はそう何度もやる人はいないということもあって、そういう状況で、いわばばらつきが激しいのと、それから基本的な構成要素というものの値段が全然はっきりしていない。どちらかという、情報の非対称性に依じて、全体としての価格をつり上げているというように見えるような市場になっているということが、反映されているということになるわけです。

そういう中で、もちろん情報がとれないから出さないということは、そのとおりですが、なぜとれないかという理由というのも結構重要な情報になるわけです。これは、CPIを作るということからは外れるかもしれないですが、情報としては極めて重要な情報なわけで、ある意味、検討したことはどういう形でそれを出すのがいいか分からないのですが、何らかの形で公表していた方がいいのではないかなという気はいたします。

というのは、基本的にはある一定の重要性のあるものについては、基本的にC P Iを作るというのが原則になっているわけです。しかし、そういう原則で作れないものも存在しているということは確かです。なぜ作れないのかという理由が重要な点ではないか、それを示すということは重要ではないか。それは、市場構造の問題を表しているという形になるわけです。

そういうようなものの情報がある程度分かるということは、経済活動の実態を表すという点で極めて重要な形になります。そのような付随的な情報も、これは現在のやり方ではそういうことは必要ないですが、将来的には何かの付加的な情報ということで、実際のデータを集める際に起こった問題点というものを明らかにするということが重要ではないかと思っています。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、これはいろいろな意味でC P Iを作るときの問題で、特にモデル式を作るときの問題というのは、いろいろな意味で経済政策に影響を及ぼしていくわけで、特にC P Iというのは日本銀行の物価目標に極めて重要な影響を及ぼすわけですから、そのようなものに関しての的確な情報を与えるということは非常に重要な点だと思います。

総務省も、C P Iも、そういうQ & Aというところがあるわけですから、そういう情報を追加的に出すということは極めて重要なので、このようなことも考えていただきたい。これは一委員としての私の意見であります。

それでは、取りまとめに移りたいと思います。法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善、及び消費者物価指数における冠婚葬祭サービスなどの把握、インターネット販売価格の採用については、ただ今の宮川部会長の御報告のとおりとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめは、宮川部会長の御報告のとおりとさせていただきますと思います。

先ほどの意見とは別に、これは企画部会長としての私の意見を述べたいと思います。この関連で2点、指摘しておきたいと思います。1点目は、言わずもがなではありますが、報告者の協力を得て調査票を回収するということの重要性です。これは欠測値補完の前提となる統計調査の基本中の基本です。特に大企業の場合は欠測値補完の精度が下がる可能性がありますので、とりわけ重要であります。それが我が国トップクラスの大企業のため一部の行動のためということになると、なおさらの問題が生じます。したがって、そうした企業についてはきちんと回答を頂けるよう、調査実施部署が適切に対応する必要があります。これは法人企業統計に限った話ではありませんので、各省におかれましては、よろしく対応をお願いしたいと思います。

2点目は、インターネットを通じた価格調査に関してです。インターネットショッピングはますます拡大すると予想されます。こうした中であって、今回検討されるような手法は非常に有用であると考えております。それから、いろいろなものがインターネットとリアルなブリックアンドモーターの店と、インターネットで同時に同じものが販売されると

いうことも生じて、これが主流になってきて、かつインターネットの方がどんどん大きくなっているということが今の状態です。

そのようなことを考えますと、総務省は対象商品、サービスの拡充に向けて、ほかの価格システムの経験なども参考にしながら、そして、ほかの国の経験も参考にしながら、しっかりと取り組んでいくようお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。次の議事は、「平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案についてです。本日の企画部会及び 8 月 23 日の国民経済計算体系的整備部会での今回の審議における、各省のヒアリングが一通り終了いたしました。これからは、審議結果報告書の取りまとめに関する作業に入ることになります。審議結果報告書案の構成をイメージできるように構成案を用意しましたので、事務局から説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、資料 3、平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書構成案等の資料を御覧ください。まず 1、構成についてですが、基本的には例年と同様の構成としており、大きく分けますと本編と資料編からなります。本編では、I として、今回はどのような事項を審議の対象としたのか、審議をどのように進めたのか、審議経過など、本会の企画部会や国民経済計算体系的整備部会における検討の経緯等を記述する予定です。

II の部分では、第 III 期基本計画の取組状況に関する審議結果として、今回の企画部会や国民経済計算体系的整備部会での審議で取り上げました 1 から 5 の事項、それぞれについて、(1) 取組状況、(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等を記述する予定です。資料編では、主として企画部会や国民経済計算体系的整備部会での審議に使われました資料を添付します。

続いて、2、今後のスケジュールですけれども、本日、構成案について御決定いただきましたら、それに基づいて報告書案を記述、調整し、次回の 9 月の企画部会で報告書案について御議論いただき、報告書決定後、公表ということになります。説明は以上となります。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からの説明について御質問等あれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審議結果報告書の構成案については、このとおりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

平成 30 年度施行状況報告審議の今後の進め方についてですが、6 月の企画部会で決定したとおり、次回の 9 月の部会で審議結果報告書案を御審議いただきたいと思います。このため、9 月の企画部会の前に各府省から御説明いただいた内容と、委員の方々に御議論いただいた内容を基に、私の方で事務局とも相談し、審議結果報告書のたたき台を作成したいと思います。たたき台が用意できましたら、事前に委員の皆様にお示しし、意見を伺うなどして、報告書の取りまとめ、次回の部会に提示したいと思います。このような進め

方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議事に進みます。シェアリング・エコノミー（研究報告）についてです。研究を実施している内閣府から御報告をお願いします。

○上野内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官 内閣府でございます。お手元の資料4、「2018年度シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」という資料に基づきまして、ちょっと時間が押しておりますので、かいつまんで説明差し上げたいと思います。

それでは、資料をおめくりいただきまして、こちらの調査研究でございますが、今回、実は2018年度の報告でございますが、17年度から実施しております、1年目はシェアリング・エコノミーの経済規模につきまして推計をいたしました。2年目になります今回の報告は、経済規模の推計につきまして、1年分延長をいたしましたのと、併せまして中間投入の部分につきまして検証いただきまして、その部分を差し引いた付加価値額の推計というものも併せて行ったということがポイントでございます。

資料の4ページのところ、調査研究の概要というところで表がございます。手法といたしましては、今申し上げた費用構造と付加価値額の推計をするために、事業者に対しましてヒアリング調査、それから提供者——シェアリング・エコノミーのサービスを提供している方々ですけれども、そのような方に対するアンケート調査を行ったということでございます。そして、5. 研究会のところでございますが、西村委員長も含めまして、有識者の先生方から御示唆を頂きながら推計を行ったということでございます。

それから、ちょっと記載がございませんけれども、こちら内閣府の名前で出させていただいておりますが、総務省の統計委員会の担当室の御協力もいただきながら推計を行っております。

具体的な内容でございますが、おめくりいただきまして7ページでございます。こちらでもシェアリング・エコノミーの概念図ということで、説明するまでもないかと思いますが、ごく簡単に申し上げます。シェアリング・エコノミー、関係者として大きく3者ございます。下のところがございます需要者と供給者という丸がございますけれども、今回の調査研究では需要者も供給者も個人に限定して試算を行ってございます。

供給者でございますが、この個人は自分が持っている資産を有効活用するというので、自動車ですとか、スキルですとかを使いましてサービスを提供すると。これを使った需要者は供給者に対して対価を支払うということでございますが、両方ともが個人でございますので、普通にしているとなかなかマッチングができないので、その上にあります仲介者、これがオンライン上でマッチングのプラットフォームを展開している事業者でございますけれども、この事業者に対しまして供給者がサービスを掲載する。それを見た需要者が購入するという流れになってございます。

したがって、お金の流れとしましては、仲介者に対して、需要側、供給側、両方が手数料を支払うのと、それから、需要者から供給者への対価の支払いの部分があるという

ことになってございます。

8 ページ、分野別類型ですが、シェアリング・エコノミー、大きく分けると5つの分野があると考えてございます。分野としましては、まずスペース、こちらは民泊、それから、それ以外の部分がございます。民泊以外は、先ほど申し上げましたとおりC to Cで限定して申し上げますと、駐車場部分というのが若干ございますが、ほとんどないという状況でございます。

それから、モノでございますが、こちらはいわゆる賃貸ということで、洋服ですとかブランドバッグをシェアするといったものに加えまして、今回の推計ではフリマアプリでの売買ということで、これは異時点間のシェアというふうに考えていただければと思いますが、フリマアプリを介した中古品ですとか、ハンドメイド品の売買というのも含めてございます。

その下、スキル・時間、こちらは個人が持っているスキルですとか時間のシェア、例えばベビーシッターをしますとか、そのようなことがございます。

その下は移動でございます、ライドシェアでございます。日本は規制がございますのでほとんどないというのが現状ですので、今回の推計には含めてございません。一番下はカネということで、クラウドファンディングのC to C部分の推計をいたしました。

おめくりいただきまして9 ページ、先ほど事業者へのヒアリングを行ったと申し上げましたが、具体的には仲介事業者、いわゆるプラットフォーマーでございますけれども、こちらに今申し上げました各5分野の代表的な事業者に協力依頼をいたしまして、計10社から御協力を頂くことができました。

対面調査にて、調査項目としましては、収益状況、支出状況等々を聞き取りいたしました。

その下の10 ページでございます。詳細は省略させていただきますが、私ども、今回の推計するに当たりまして、売上と費用、それぞれの金額そのもの以外にも、先ほど申し上げましたとおり、B to C部分は含めないということでございますので、C to Cの売上の比率ですとか、国内の売上比率、売上の構成、具体的に手数料収入が全体の何割ぐらいかですとか、あとは費用につきましては、必要項目についてできるだけ細かく聞き取りをしたということでございます。

更に、おめくりいただきまして11 ページでございます。提供者へのインターネット調査、こちらがまさに個人のところでございますので、費用の構造を調べるのは非常に難しかったですけれども、私どもが行いましたのは、調査会社のモニターを活用いたしまして、まずスクリーニング調査、こちらは10万人強が対象です。ターゲットは大都市圏に住む方が多いだろうということで、そちらに絞りまして、サンプリングいたしました。

10万サンプルの中で2017年にシェアリング・エコノミーの収入があった人というのが2,000弱いらっしゃいまして、そのうち有効回答が得られたのが800ぐらいということで、このデータを分野別に使っております。調査の内容でございます。12ページの右側、本調査のところでございますが、個人に対しても1年間の収入・支出総額、それから、例えば民泊に関して申し上げますと、推計上必要になってまいります自己居住なのか、家主が

別に住んでいるのか、持ち家なのか賃貸なのかですとか、1年のうち何日貸しているかといったようなことを調査いたしました。

続きまして、14ページでございます。こちらの調査研究でございますが、後々GDP統計への反映ということを考えていますことから、SNAとの関係で生産の境界内なのか、外なのかということが1つの重要なポイントになってございます。もう一つ、重要なポイントは、今の統計上、捕捉されているのか、されていないのかという基準がございます。この2つの基準で、4つの象限に分けまして、具体的に取引がどこに該当するのかというのを大まかに分けましたのが、こちらの図でございます。

例えば生産の境界外になる部分ですけれども、御案内のとおりSNAでは中古品の売買は生産活動に当たりませんので、このような部分ですとか、金融取引は境界外になります。逆に、現在統計上捕捉されていませんけれども、生産の境界内で本来捕捉されるべきだと考えられる部分というのが、その下の②で、CtoCで取引された財貨・サービスの本体ですとか、クラウドファンディング、新しい形態の金融サービスの部分などが入ってございます。

③のところは既に捕捉されていると考えられる部分でございます。プラットフォームによる手数料収入ですとか、民泊の帰属家賃分などがこちらに入るかと考えられます。

おめぐりいただきまして、次から分野別に生産額の試算を行ってございます。時間がございませんので、民泊についてのみ申し上げます。15ページの左側の方、申し上げましたとおり、私ども推計対象にしましたのはCtoCのみでございます。CtoC取引のうち、仲介手数料、帰属家賃の部分、こちらは現在捕捉されている部分。それ以外の残りの部分が純取引ということで、今捕捉できていない部分ということで、青く塗ってございます。

右側の方ですけれども、市場規模、民泊利用規模というのを推計いたしました結果、17年で申し上げますと、1,500億円前後という結果になりました。推計方法、21ページに記載してございまして、ちょっと割愛させていただきますが、主に使いましたのは需要側の統計でございます。例えば、日本を訪問した外国人の数ですとか、平均の民泊数等、それから観光庁統計等を使いまして、訪問された外国人の方が日本で使ったお金のうち民泊に相当する部分が何%だったのかというような数字を計算いたしました。

そちらを使いまして、15ページの右側でございますが、仲介手数料は市場規模の1割ということで計算をしてございます。それから、帰属家賃部分、こちらは今申し上げました観光庁の統計、それから産業連関表の帰属家賃の数字を使いまして、比率で計算いたしますと、2017年で250億円前後という数字になってございまして、それを差し引いた残りがCtoCの純取引額という考え方で計算いたしましたところ、純取引額は1,000億円強という結果になってございます。

残りの分野のところは省略させていただきますが、結果をまとめますと20ページ、シェアリング・エコノミー生産額の試算の結果表でございます。16年、17年、2年分まとめてございます。総額、右下のところを御覧いただきますと、17年の足元で6,500億円前後という推計結果になりました。先ほどの4つの象限があると申し上げましたけれども、①、生産の境界外となるもの、ここの部分が実際、金額的に非常に大きいということでござい

ます。具体的には、中古品をフリマアプリで売買したところ、ここの金額と伸び、ともに非常に大きくなってございます。それ以外に境界内に入ってくる部分でございますが、やはり大きいのは一番上の行、民泊のところでございます。捕捉できていない部分が足元で1,000億円強という推計結果になりました。

続きまして、付加価値の方に参りたいと思いますが、22ページに式が書いてございます。こちらは付加価値の計算としましては、事業者に対するヒアリングの調査結果、それから経済産業省の企業活動基本調査のインターネット付随サービス産業の費用の数字等を使いまして、付加価値額としましては、売上高から中間等に該当する部分の費用を差し引いた残りの部分ということで、計算してございます。

具体的な手順でございまして、また民泊の例で申し上げますと、次の23ページの左側のところに計算の流れが書いてございます。こちらは仲介事業者の市場規模がAのところでございます。先ほど1割ということで計算しました額ですが、そこから費用に当たる部分というのを差し引きまして、付加価値額を計算いたしまして、帰属家賃、先ほどのグロスの額に付加価値率を掛けた値でございますけれども、こちらを足して付加価値額というのを計算いたしましたところ、250億円前後という結果になってございます。

C to Cの部分の付加価値額でございまして、26ページ(8)提供者というところを御覧いただければと思います。こちらは、先ほども申し上げましたが、インターネットアンケート調査での収入と費用の比率を使って計算——これも本当にざっくりとした計算でございまして、なかなかインターネットアンケート調査で多数のサンプルを集めることができなかったという限界はございますが、そのデータを使いまして、純取引額とそれに対する費用の比率を求め、それぞれの分野の付加価値額を計算いたしました。

まとめましたのが27ページでございます。現在捕捉できていない、生産の境界内に該当する付加価値部分というのが、やはり民泊のA部分がほとんどでございましてけれども、全体で1,000億円弱という結果になりました。現在捕捉できている部分、帰属家賃ですとか、プラットフォームの手数料部分ですけれども、こちらと合わせますと、2017年の1年間で1,500億円弱という推計結果になりました。

最後、成果と課題というところでございますが、おめくりいただきまして29ページ、30ページを御覧いただけますでしょうか。既に申し上げましたけれども、やはり今回、非常に難しかったのが費用構造の把握のところでございます。特に提供者の部分、こちらが個人のレベルでございましたので、インターネットのアンケートを非常に幅広くかけたのですけれども、なかなかとれなかったということが課題として浮かび上がってまいりました。

30ページのところに、今後の方向性ということでまとめましたけれども、2つ目のポツでございまして。まず事業者の方でございまして、仲介事業者の活動の把握につきましては、例えば、経済構造実態調査等におきまして仲介事業者が提供するサービスがシェアリング・エコノミーに該当するかという設問などを加えまして、収入費用構造の捕捉を目指すということがあるのかなと考えてございます。

3つ目のポツ、提供者のところでございますが、こちらは既存の統計調査をなるべく活

用するという観点で考えますと、個人企業経済調査ですとか、需要側で見れば5年に1度ですが、全国消費実態調査の活用等が考えられると思いますが、それ以外にも仲介事業者を介した協力依頼をするとか、あとは所管省庁に協力していただくということがあるのかと考えてございます。

最後の丸でございますが、基本計画にも記載してございますけれども、やはりこのような統計調査で捕捉というのが難しい業種につきましては、行政記録情報の活用というのが必要というか、重要と考えてございます。シェアリング・エコノミーにつきましては、やはり事業開始のときの事業者の登録情報が官庁にございますので、そこから御協力いただくとともに、欧米諸国の取組などを踏まえますと、申告所得税等の行政記録情報というのでも提供者の側からの把握として重要と考えてございます。

かいつまんでの御説明でございますが、以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 シェアリング・エコノミーにつきまして、これはSNAの基準改定、あるいはそれ以降の基準改定で、対応できるものはなるべく取り込んでいこうということになっておりますから、この研究のように具体的に方法を示して、更に試算値まで出ているというのは、これは非常に有用だと思います。

以前も申し上げたのですが、帰属家賃について、私は疑問だと思っております。この15ページの帰属家賃の一部が既に民泊の産出額等に含まれているから推計されているという、この議論でありますけれども、帰属家賃というのは、持ち家から生じる居住サービスをオーナーが属する家計が最終消費するということになっておりますから、これを切り分けてインバウンド等に供給するというのは、これは定義上ないと私は思っています。

ですから、切り分けて売ったとしたら、それは宿泊サービスになるので、その基になっているアセットは民間企業設備であって、持ち家ではないということになります。だから、それを遡ると、資本形成の段階で住宅投資を企業設備投資に振り分けるということになる。宿泊者がいなくなってしまうと、その民間企業設備もなくなるので、逆の資本形成の操作をしてキャンセルをするという、非常に面倒くさい世界になると思います。

私が申し上げたいのは、単にこの帰属家賃として計算されているこの値を、既にある帰属家賃の合計から恐らく調整するというお考えだと思いますけれども、それはしないと。しなければ、それで済むというだけのことなので、その方向でというか、そういう問題がある可能性があるもので、議論していただきたいと思います。

○西村部会長 これについて、私もこの前話したので、まともに考え始めると大変な、難しい問題ですが、そういう意見があったということで。私も半分以上、中村委員と同じですが、實際上、どうやるかと言われるとなかなか難しいので、この形になるかなど。

ただ、それは帰属家賃をどういうふうに計算するかという話。帰属家賃はビジネスでやる帰属家賃と、それからパーソナルでやる帰属家賃とは全然違う話になるので、そのところをどうするかという根源的な問題だと思います。今、最終的にはたかだか大した金額

にならないのでいいのですけれども、これはがもし大きくなったときにはこの問題が生じるし、これ自体は帰属計算するときには全部引っかかってきますので、その問題としては、これから基本的には考えていかなければいけないということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 大変いい研究成果を報告していただいて、ありがとうございました。1点だけ、聞き漏らしているかもしれないのですが、シェアリング・エコノミーの中でウエイトの高いスペース、民泊の関係で教えてください。

15 ページのところのいろいろ説明があるのですが、これは外国人が利用した取引もこの中に含まれているんですか。外国人はどういうふうに扱われているか、ちょっとよく見えないのですが、それを教えていただけますでしょうか。

○西村部会長 どうぞ。

○上野内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官 ありがとうございます。こちらは考え方としましては、外国人が泊まっても、日本人が泊まっても、民泊を利用した場合は全て市場規模の計算の中に入れてございます。

○西村部会長 国内外でやりますからね。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 これ、一応生産側から推計されているわけですね、シェアリング・エコノミーを。先ほど言われたように消費の部分も、もちろんC to Cを通した消費額が記録されているわけですが、今までの消費側の統計で、既にどこの宿泊を利用するかといったときに、従来の旅館とか、ホテルを利用するほかに、消費者側としては、こういう民泊を利用したものも実は含まれているわけですね。そうすると、それは要するに改めてここを推計することで、生産側と消費側が合うようになるという、そういう考え方ですか。

つまり、既に支出側からは、もしかしたら推計されているかもしれないと思うのですが、その点はどういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたいのですが。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。委員がおっしゃったように、基本的な考え方としては、コモ法ということで、供給側、生産者側からのアプローチで推計しているわけです。今回、民泊となりますと、結局、住宅宿泊サービスということになりますので、その際、結局ここで 이슈となっています、個人がどれだけ提供しているかといったところがなかなかとれない、捕捉できていないと。そこに今回、焦点を当てて推計しているということで、その点では、需要側の統計も使って推計しているということになります。ですので、おっしゃったとおりギャップを埋めているということになります。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは取りまとめたいと思います。今回の内閣府の調査研究では、日本におけるシェアリング・エコノミーの活動の実態について、仲介業者に売り上げや費用構造をヒアリングする調査をすることで、名目市場規模だけではなくて、付加価値の推計も行っているわけです。また、シェアリング・エコノミーの提供者を対象としたアンケート調査を実施して、付加価値額の試算の補完もしているという形になります。

こうした点は極めて先駆的な取組だと評価しております。また、仲介業者へのヒアリング調査や提供者へのアンケート調査では、シェアリング・エコノミーの規模を把握することはなかなか難しいということも明らかになっています。こうした点を踏まえて、内閣府には、仲介業者、提供者の経済活動規模を正確に把握するために、企業を対象とした調査の体系的整備や、事業所母集団データベースの整備との関連も見据えながら、さらなる整備というのをお願いしたいと思えます。

また、本年、経済産業省が1回限りの調査ということではありますが、物の取引に関するシェアリング・エコノミーの把握に関する一般統計調査を行う見込みであるということも聞いておりますので、内閣府と経済産業省が緊密な連携をとって、シェアリング・エコノミーのさらなる把握に努めていきたいと思えます。基本的には、これは府省を超えるもので、片方の府がやっていることを、片方の省が無視してまた最初からやるというばかなことが起こらないように、きちんとした形で連携をしていただきたいということでもあります。

シェアリング・エコノミーの捕捉は世間での注目度の非常に高い案件ではありますが、特に海外を拠点とする仲介事業者への調査協力をどのようにまとめているかといった、大きな課題が残っております。国際的な動向を踏まえつつ、実際面の困難を克服しながら、近い将来におけるGDPへの実装に向けたより具体的な検討、分析をお願いしたいと思います。この点は極めて重要で、先ほど申し上げましたように、シェアリング・エコノミーの民泊をやったときのかなり重要な点は、国内もそうですが、国外から来て、日本で事実上、サービス提供されている、そういうものについてどうやって的確にとるかということになるわけですが、これは方法論的にも極めて重要な問題です。

そのときには、国内に関しては我々統計法の世界で対処することができるのですが、国外にそういう仲介業者がいる場合に関しては、それはなかなかできないので、これを国際的な枠組みの中で捉えることができるようにならないのか。もしくは、何らかの形で代替するような方法ができないのかということが重要だと思えます。

それから、当然ながら国内法人がある場合には、いかに国外であろうとしても国内になっているわけですから、それに対しての協力というのはきちんとお願いしたい。Facebookの問題もありましたけれども、それを回避するような動きがあることに対しては、我々統計委員会としては積極的に対処する。今度の場合の国税庁のものを含めて、税金と統計とは非常によく似た世界ですので、そのようなものを含めて、何らかの形で対処していかなければいけないというふうに考えております。

本日用意いたしました議題は以上です。次回の企画部会の日程については、事務局から連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の企画部会については調整中です。日時、場所につきましては別途御連絡いたします。なお、委員の皆様に対してですけれども、本日お配りした資料については、お荷物になるようでしたら席上に置いたままにいただければ、事務局において保管の上、次回の部会において席上に御用意いたします。

事務局からの連絡は以上です。

○西村部会長 以上をもちまして、第3回企画部会を終了いたします。どうもありがとう

ございました。